

令和7年7月 29 日

受注者の皆さま

技術監理局検査課長 寺嶋 秀雄
環境局産業廃棄物対策課長 小田 淳志

建設工事に伴って発生する産業廃棄物の適正な処理について (注意喚起)

平素より、本市公共事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、建設工事に伴い発生する産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という)や、令和4年3月16日付の通知「建設工事に伴って発生する産業廃棄物の適正な処理について(注意喚起)」に基づき、産業廃棄物の適正処理や、その処理内容が確認できる工事書類の作成を徹底して頂いているところです。

しかしながら、竣工書類において、廃棄物処理法は遵守されているものの、保管状況を示す写真の撮影漏れなどの適正な処理を裏付ける書類の不備が見受けられましたので、再度、工事書類の作成を徹底していただくようよろしくお願いいたします。

記

1 産業廃棄物の適正な処理について

- (1)建設工事から排出される産業廃棄物は、元請業者自らが適正に処理するか、許可を持つ産業廃棄物処理業者に処理を委託すること(廃棄物処理法第11条及び第12条)。
- (2)建設工事に伴って発生する使用材料の空袋や空缶など(有価物を除く)も、産業廃棄物として、原則当該工事の一環として適正に処理すること。
なお、保管する場合は、元請業者が、廃棄物処理法で規定される「保管基準」を遵守し、適正に保管すること。
- (3)保管する場合において、適正な保管状況が分かる写真等を提出すること。
- (4)「再生資源利用促進計画書(実施書)」の作成対象となっている工事については、適切に入力すること。

2 産業廃棄物の適切な運搬について

- (1)産業廃棄物を運搬する車両は、両側面(車体の外側)に産業廃棄物の収集運搬車である旨等の表示をするとともに、運搬中の産業廃棄物に関する情報等を記載した書面等を携帯すること(廃棄物処理法施行令第6条第1号イ、同法施行規則第7条の2の2)。
- (2)産業廃棄物収集運搬業者による運搬は、管轄の自治体への許可申請で届け出た車両を用いること。

※本通知をもって、令和4年3月16日付「建設工事に伴って発生する産業廃棄物の適正な処理について(注意喚起)」は廃止する

3 問合せ先

本通知について:技術監理局検査課 TEL:582-2038

廃棄物処理法について:環境局産業廃棄物対策課 TEL:582-2177